

平成３０年度 住民基本台帳の閲覧状況の公表について

住民基本台帳法第１１条第３項及び第１１条の２第１２項、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令第３条の規定に基づき、下記のとおり公表いたします。

(平成３０年４月１日～平成３１年３月３１日分)

閲覧者申請者	閲覧事由概要	閲覧年月日	閲覧に係る住民の範囲
一般社団法人 新情報センター 事務局長 平谷 伸次	「読書についてのアンケート」(第７３回全国農村読書調査)対象者抽出のため。	平成３０年６月１８日	大字土橋２番地～大字土橋９番地で満１６歳～７９歳の日本国籍を有する男女個人２０名

※閲覧にきたものすべてを公表する。